

入札説明書

1. 公告日 平成 30 年 10 月 5 日（金）

2. 契約担当者 氏名：広田園 小河原 正純
住所：〒365-0005 鴻巣市広田 2604
電話：090-8870-2486
FAX：048-569-2777

3. 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり一般競争入札参加資格審査申請書を前項の契約担当者に提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できないものとする。

(1) 提出期間 平成 30 年 10 月 9 日（火）から 平成 30 年 10 月 22 日（月）

(2) 提出場所 2 に同じ

(3) 提出方法 申請書の提出は、郵送（簡易書留）により行う。

(4) 参加資格確認通知

平成 30 年 10 月 23 日（火）に、FAX にて通知する。

(5) 申請書の作成

申請書は、一般競争入札公告に沿って別紙様式 1 及び様式 2 により作成することとし、次の書類を添付すること

ア. 入札公告日から起算して 3 ヶ年以内の間に、同種の工事（1 件あたり 5,000 m²以上）の元請施工実績を証する書類

イ. 事業報告書及び決算書（直近 3 ヶ年）並びに会社概要

ウ. 契約に係る指名停止等に関する申立書

エ. 誓約書

(6) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申込者の負担とする

イ. 提出された一般競争入札参加資格審査申請書は、返却しない

ウ. 入札参加資格が認められたのち辞退する場合には、入札参加資格通知書とともに送付される入札参加辞退届を必ず提出することとする

4. 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格者が無いと認めた者は、契約担当者に対して参加資格が無いと認めた

理由について、次のとおり書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 平成 30 年 10 月 25 日（木）まで
- (2) 提出場所 2 に同じ
- (3) 提出方法 契約担当者宛に FAX によるものとする
- (4) 契約担当者は、説明を求められた時は、平成 30 年 10 月 29 日（月）までに説明を求めた者に対し書面（FAX 送信）をもって回答する

5. 現場説明会

実施予定なし

6. 質問及び回答

仕様書等に質問がある場合は、書面（FAX 送信）にて平成 30 年 10 月 15 日（月）午後 3 時まで提出すること。

回答は、ホームページ（<https://kounosuoriginal.wixsite.com/hanajiman>）へ平成 30 年 10 月 19 日（金）午後 3 時まで掲載する。

7. 入札及び開札の日時及び場所等

入札者は、次の日時・場所に出頭し指示に従って入札書を提出する

- (1) 日時 平成 30 年 10 月 30 日（火）午後 3 時 20 分
ただし、入札者全員が上記時間前に入札会場に集合し、かつ、全員が了解した場合、上記の入札執行開始時間前に入札執行ができるものとする。
- (2) 場所 埼玉県鴻巣市中央 29-1
鴻巣市文化センター クレアこうのす 小会議室 3
- (3) その他
ア. 入札に当たっては、参加資格確認通知を持参し事前に提示すること
イ. 代理人が入札するときは、委任状を事前に提出すること（別紙様式 3）

8. 入札の方法

入札者は、下記の事項に注意し厳正に入札を行う。

- (1) 入札書様式は、別紙様式 4 のとおりとする
ア. 工事入札金額（消費税を含まない）
イ. 法人名・代表者・代表者印
ウ. 入札年月日を記入する
- (2) 入札執行回数は 2 回までとする
- (3) 入札保証金の納付は必要ない
- (4) 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする

- ア. 入札参加資格のない者
- イ. 代理人で委任状を提出しない者
- ウ. 入札に必要な事項を記載しない者
- エ. 同時に2つ以上の入札書を提出した者
- オ. 入札に関して不正な行為を行った者
- カ. 入札の時間に遅れてきた者

(5) 工事内訳書の提出

- ア. 工事内訳書を最初の入札書と同時に提出すること
- イ. 工事内訳書は、返却しない

(6) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない

(7) 落札者の決定方法

- ア. 予定価格の制限の範囲内で、最低価格者をもって落札者とする
- イ. 最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する

9. 契約手続等

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書案を提出しなければならない
- (2) 上記期間内に契約書案の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことが出来る
- (3) 落札者は出来高設計書及び構造計算書を提出すること

以上